介護保険住宅改修の案内

1.	介護保険住宅改修の概要	1
2.	介護保険住宅改修費の支給申請の流れ	3
3.	支給対象工事について	4
4.	申請に必要な書類	6
5	支給方法について	8

令和6年4月

男鹿市市民福祉部介護サービス課介護班

TEL:0185-24-9119 FAX:0185-32-3955

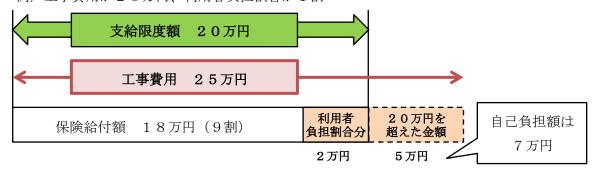
1. 介護保険住宅改修の概要

介護が必要な方が住み慣れた家で自立した生活を送るためのサポートとして、介護保険では住宅の改修にかかった費用の7割~9割が「住宅改修費」として支給されます。

対象者	要支援1・2、要介護1~5と認定された方
対象となる住宅	介護保険被保険者証に記載された住所の住宅
刈豕となる仕七	
	※介護保険被保険者証の住所とは異なる住所の住宅(子どもの家等)
	に身を寄せている場合であっても、対象となる住宅は介護保険被保
	険者証に記載された住所の住宅のみです。
支給対象工事	①手すりの取付け
	②段差の解消
	③滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
	④引き戸等への扉の変更
	⑤洋式便器等への便器の取替え
	⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる工事
支給限度基準額	20万円
	住宅改修に要した費用の利用者負担割合分(1割~3割)を自己負
	担し、残りを介護保険が負担します。
	1回の改修で使い切らず、複数回にわけて利用することも可能です。
	自己負担額に端数が生じた場合、1円未満は切り上げとなります。
	※転居や身体状況の変化によっては、再度20万円まで利用できる
	場合があります。
住宅改修の必要性	被保険者本人の心身の状況と住宅の状況などから判断して、住宅改
	修が必要と認められる場合に保険給付の対象となります。
	被保険者本人の居宅生活を営みやすくするという目的でなければ、
	住宅改修対象の工事であっても保険給付の対象として認められませ
	ん。

※改修費用が20万円を超えた場合、利用者負担割合分+20万円を超えた全額が自己負担額となります。

例) 工事費用が25万円、利用者負担割合が1割



※支給限度基準額は保険給付額ではなく、住宅改修工事の費用をもとに計算します。 例)初回に15万円の工事を行った場合、その後は20万円-15万円=5万円の工事を 行うことができます。

★再度20万円まで利用できる場合

以下のどちらかの要件に該当した場合、過去に住宅改修費の支給を受けていても、改めて住宅改修費の支給を受けることができます。

①転居して住所が変わる場合

※転居前の住宅(転居前の住所の住宅)に再び転居した場合は、転居前の住宅の支給限度額が復活します。

②最初に住宅改修費の支給を受けた着工時点と比較して、介護の必要度が著しく高くなった場合(表1「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合)

表1 <	「介護の必要の程度」	一階>
3X I \	' /	見一

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護 5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2または要介護1
第一段階	要支援1または経過的要介護

初回の住宅改修着工日と比較して、追加の住宅改修着工日の「介護の必要の程度」(表1)が3段階以上上がった場合、過去の利用分がリセットされ、例外的に改めて支給限度基準額(20万円)までの住宅改修費の支給を受けられます。具体例は表2を参照してください

※ただし、この取り扱いは同一住宅・利用者一人あたり1回が限度です。

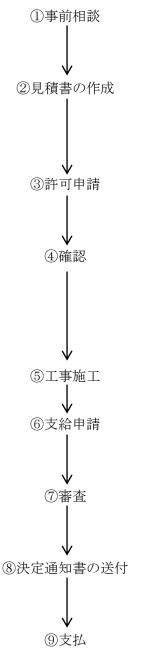
表2<3段階リセットの具体例>

初回の住宅改修着工日の	追加の住宅改修着工日の
要介護等状態区分	要介護等状態区分
要支援1、経過的要介護	要介護3、要介護4
	要介護5
要支援2、要介護1	要介護4、要介護5
要介護 2	要介護5

2. 介護保険住宅改修費の支給申請の流れ

住宅改修費の支給を受けるには、事前に市に申請して審査を受けなければなりません。 承認を得る前に工事に着工した場合は支給対象外となります。

事前申請に対する承認は支給決定とは異なります。事前申請の承認を得た場合であって も、必ずしも支給決定されるとは限りません。



- ・住宅改修をしようとするときは、事前に介護支援専門員等に 相談します。
- ・施工業者を選定し、工事見積もりの作成を依頼します(業者 の指定はありません)。複数の業者に見積もりを依頼し、見積も り内容を比較、検討することが望ましいです。
- ・介護サービス課に介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修許 可申請書を提出します。
- ・受給資格の有無、工事内容の確認等を行い、介護保険住宅改修許可書を発行します。
- ・必要に応じ、工事内容、住宅の状況等を確認するため訪問いたします。
- ・介護保険住宅改修許可書の発行後に着工します。
- ・工事完了後、介護サービス課に介護保険居宅介護(介護予防) 住宅改修費支給申請書を提出します。
- ・工事費明細書等から給付額を決定します。
- ・必要に応じ、工事施工状況確認のため訪問します。
- ・支給(不支給)決定通知書を被保険者に送付します。 (受領委任払いの場合は業者にも通知書を送付します)
- 支給は原則、支給申請受付月の翌月です。

3. 支給対象工事について

 ①手すりの取付け 廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に必要と思われるもので、取付け工事を必要とするものです。 ※工事をともなわない便器や浴槽に取り付ける手すりは対象外です。福祉用具貸与または福祉用具購入の対象となります。 ②段差の解消 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するものです。 ・敷居を低くする ・スロープを設置する ・階段の段数の増加 ・浴室の床のかさ上げ ※浴室内すのこを置くことによる段差の解消は対象外です。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。 ③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更 移動の円滑化のた ・浴室の床のタイル張りから滑りにくい材料への変更
を必要とするものです。 ※工事をともなわない便器や浴槽に取り付ける手すりは対象外です。福祉用具貸与または福祉用具購入の対象となります。 ②段差の解消 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するものです。 ・敷居を低くする ・スロープを設置する ・階段の段数の増加 ・浴室の床のかさ上げ ※浴室内すのこを置くことによる段差の解消は対象外です。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。 ③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更
 ※工事をともなわない便器や浴槽に取り付ける手すりは対象外です。福祉用具貸与または福祉用具購入の対象となります。 ②段差の解消 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するものです。 ・敷居を低くする ・スロープを設置する ・階段の段数の増加 ・浴室の床のかさ上げ ※浴室内すのこを置くことによる段差の解消は対象外です。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。 ③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更
す。福祉用具貸与または福祉用具購入の対象となります。 ②段差の解消 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関 から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するものです。 ・敷居を低くする ・スロープを設置する ・階段の段数の増加 ・浴室の床のかさ上げ ※浴室内すのこを置くことによる段差の解消は対象外です。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。 ③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更
②段差の解消 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するものです。 ・敷居を低くする ・スロープを設置する ・階段の段数の増加 ・浴室の床のかさ上げ ※浴室内すのこを置くことによる段差の解消は対象外です。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。 ③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更
から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するものです。 ・敷居を低くする ・スロープを設置する ・階段の段数の増加 ・浴室の床のかさ上げ ※浴室内すのこを置くことによる段差の解消は対象外です。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を 設置する工事は除きます。 ③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更
 ・敷居を低くする ・スロープを設置する ・階段の段数の増加 ・浴室の床のかさ上げ ※浴室内すのこを置くことによる段差の解消は対象外です。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。 ③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更
・スロープを設置する ・階段の段数の増加 ・浴室の床のかさ上げ ※浴室内すのこを置くことによる段差の解消は対象外です。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を 設置する工事は除きます。 ③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更
・階段の段数の増加 ・浴室の床のかさ上げ ※浴室内すのこを置くことによる段差の解消は対象外です。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を 設置する工事は除きます。 ③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更
・浴室の床のかさ上げ ※浴室内すのこを置くことによる段差の解消は対象外です。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を 設置する工事は除きます。 ③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更
※浴室内すのこを置くことによる段差の解消は対象外です。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を 設置する工事は除きます。 ③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更
※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を 設置する工事は除きます。 ③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更
設置する工事は除きます。 ③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更
③滑りの防止及び ・居室の畳敷きから板張り、ビニル系床材への変更
移動の円滑化のた・浴室の床のタイル張りから滑りにくい材料への変更
めの床又は通路面 ・通路面の滑りにくい舗装材への変更
の材料の変更
④引き戸等への扉 開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替える
の変更
も含みます。
※「引き戸の新設」は「扉位置の変更」に比べ費用が低廉に抑えら
れる場合に限り対象となります。
※自動ドアの動力部分の設置費用は支給対象となりません。
⑤洋式便器等への 和式便器の洋式便器への取り替え、既存の便器の向きや位置の変更
便器の取替え等の工事です。
※和式便器を洋式便器に交換する場合に限り、暖房や洗浄機能を有
する洋式便器も支給対象となります。すでに洋式便器である場合に
これらの機能の付加は支給対象となりません。
※非水洗和式便器から水洗化洋式便器または簡易水洗洋式便器に取
り替える場合は、水洗化、簡易水洗化に関わる工事部分は支給対象
となりません。
⑥その他①から⑤ ・手すりの取付けのための壁の下地の補強
の住宅改修に付帯・浴室床の段差解消に伴う給排水設備工事
して必要となる工・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上が
事の設置

- ・床材の変更のための下地の補強や根太の補強、または通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ・扉の取り替えに伴う壁または柱の改修工事
- ・便器の取り替えに伴う給排水設備工事(水洗化、簡易水洗化は除く)、床材の変更

4. 申請に必要な書類

★工事前に提出が必要な事前申請書類

★工事前に佐田が必安は事前中語	
①介護保険居宅介護(介護予防)	必要事項を記入してください。
住宅改修 許可申請書	
②住宅改修が必要な理由書	住宅改修の理由書作成者として本市が認めているのは、
	次にあげる資格のいずれかを有するもの及び地域包括支
	援センターの職員です。
	①介護支援専門員
	②理学療法士
	③作業療法士
	 ④福祉住環境コーディネーター(2級以上)
	 ただし、理由書作成日において居宅介護(介護予防)支
	援の提供を受けている場合は、担当の介護支援専門員か
	 地域包括支援センターの職員が作成してください。
③工事見積書	工事部分、工事の内容(部材・仕様・長さ・面積等)・数
	量・単価・品番・メーカー名・金額を明記し、工事規模
	一
	・「~工事一式」は不可です。
	険給付対象工事費用と対象外工事費用を区別して記載し
	てください。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	法の分かるカタログや資料を添付してください。特注品
	で全くカタログ等の資料がない場合は、材料や仕様、寸
	法を明記した製作図等工事内容がわかる資料を添付して
	ください。
④改修予定の状態が確認できる	改修前の住宅の状態を撮影した日付入り写真や図面とし
写真または図面等	
プスよ/C/は凶囲守	ます。写真や図面は工事箇所の全体が分かるようにして
	ください。
	カメラに日付機能がない場合は黒板や紙に日付を記入
@ 7 ±+ ±+.	し、工事箇所に置いて写真撮影を行ってください。
⑤承諾書	改修を行う住宅の所有者が本人以外の場合に必要です。
	公営住宅の場合は、県、市の公営住宅担当課に住宅改修
	の可否についてご確認ください。

★工事後に提出が必要な事後申請書類

①介護保険居宅介護(介護予防)	必要事項を記入してください。
住宅改修費 支給申請書	住宅改修をした本人の死亡後に支給申請をする場合、申
	請者氏名は本人ではなく代理人(家族等)の氏名を記入
	してください。
②領収書	施工業者が発行した領収書です。
	添付する領収書はコピーでも構いませんが、申請書類提
	出時に窓口に原本とコピーの両方を提示してください。
	※住宅改修をした本人の死亡後に代金の領収をされた場
	合は、代理人 (家族等) 宛の領収書を添付してください。
③工事内訳書	工事部分、工事の内容(部材・仕様・長さ・面積等)・数
	量・単価・品番・メーカー名・金額を明記し、工事規模
	の内容が明確に分かるものとします。
	・「~工事一式」は不可です。
	・保険給付対象外の工事費用が含まれている場合は、保
	険給付対象工事費用と対象外工事費用を区別して記載し
	てください。
	・工事の着工日と完成日を必ず記載してください。
④改修前後の状態が確認できる	改修前、改修後の住宅の状態を撮影した日付入り写真と
写真または図面等	します。取り付け位置の確認や使用する部材の確認を行
	いますので、写真は工事箇所の全体が分かるもの、内訳
	書に記載された部材がすべて確認できるように撮影して
	<u> </u>
	カメラに日付機能がない場合は黒板や紙に日付を記入
	し、工事箇所に置いて写真撮影を行ってください。
⑤請求書	「住宅改修費用」は住宅改修にかかった金額、「利用者負
	担額」は負担割合に応じて「住宅改修費用」の1割~3
	割、「支給額」は「住宅改修費用」から「利用者負担額」
	を除いた金額(「住宅改修費用」 - 「利用者負担額」 = 「支
	給額」)を記載してください。
	※日付は記入しないでください。
⑥住宅改修費工事内容変更届書	見積もり段階では予想しえなかった事情等により工事内
	容を一部変更した場合は、工事内容を変更した理由につ
	いて、施行業者または介護支援専門員等が作成してくだ
	さい。
	書式は任意です。「どこをどのように変更したか」が分か
	るように記載してください。

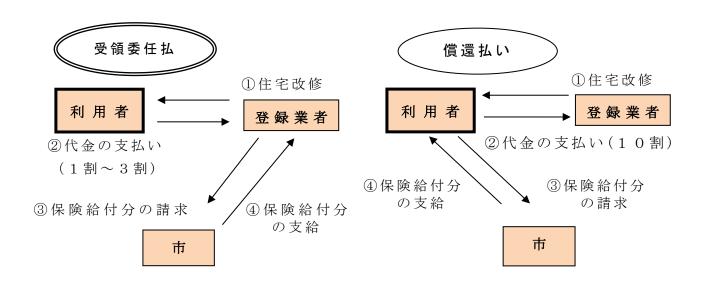
[※]各関係書類は男鹿市のホームページに掲載しています。

5. 支給方法について

介護保険の住宅改修費及の支給は、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後、自己負担分を除く保険給付分の支払いを受ける「償還払い」を原則としていますが、平成 21 年 4 月より「受領委任払い」制度を開始しています。

「受領委任払い」では、利用者は費用額の1割~3割のみを住宅改修業者に支払い、保 険給付分は市から業者に支払います。

「受領委任払い」は、「受領委任払い」取扱い業者として、市に登録をした業者による住 宅改修のみが対象となります。受領委任払い取扱業者は市のホームページで確認すること ができます。



ご注意ください

●介護認定申請中の方について

要介護認定(新規・区分変更)申請中の方が、認定結果の通知前に事前申請し、着工することは可能ですが、支給申請書は認定結果の確定後に提出してください。また、認定結果が「非該当」の場合は、全額自己負担となります。

●更新申請中の方について

認定有効期間内に事前申請し着工した後、支給申請書を提出する前に既存の認定有効期間が経過したときは、新たな認定結果が確定してから支給申請書を提出してください。

●入院中・施設入所中の方について

退院や退所の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障があると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請・着工は可能です。ただし、支給申請書は退院・退所後に提出してください。なお、退院・退所ができなくなった場合は全額自己負担となります。

●被保険者の都合等により、許可申請をした支給方法と異なる支給方法で支給申請することも可能ですので、介護サービス課までご相談ください。